

## 高次脳機能障害者を一人にさせたNPO法人の法的責任を認める！

(仙台高裁平成28年6月24日判決)

2015年6月27日

弁護士 野 呂 圭

### 【事案の概要】

高次脳機能障害を有し徘徊歴のあるAさんは、被告（NPO法人）が運営する自立訓練通所施設内で東日本大震災に遭い、その後、被告の本部のにおいて職員に付き添われて避難生活をしていました。Aさんの家族（未成年の子と義兄）は、被告を信頼してAさんを預けていました。そうしたところ、2011（平成23）年3月23日、被告がAさんの家族に事前の連絡・相談もないままAさんを被告本部からグループホームに移し、Aさんを一人で宿泊させてしまい、Aさんがその日の夜間に外出して、河川で溺水し死亡してしまいました。

Aさんの家族は、被告の安全配慮義務違反又は注意義務違反があるとして、被告に対して損害賠償請求を提起しました。

一審の仙台地裁第3民事部は、2015（平成27）年3月26日、被告の法的責任を認め、原告らに対する総額約1161万円の損害賠償を命じました。これに対し、原告被告双方が控訴していました。

### 【仙台高裁判決のポイント】

仙台高等裁判所第1民事部は、2016（平成28）年6月23日言渡しの判決において、一審同様被告の法的責任を認め、原告らに対する総額約1440万円の損害賠償を命じました。

- 1 高裁の審理では、被告がどのような過程を経てAさんをグループホームに移し一人で宿泊させることを決定したのかに焦点が当てられました。そして、被告代表者の尋問や関係者（元職員）の陳述書等の取調べの結果、判決では「被告代表者は、Aさんを一人でグループホームに宿泊させることに対してグループホーム管理者の異議を受けたことから、Aさんに職員を付き添わせることを条件にする

ということで同管理者を説得しておきながら、それを無視して、職員の付添を付けることなくAさんを一人でグループホームに宿泊させるという形で移動を実行した」旨の事実認定がなされました。被告代表者は、職員を付き添わせるという発言をしていないと否認していましたが、判決ではその被告代表者の供述は「信用性に乏しい」と判断されました。

審理を通じて、被告代表者の配慮を欠く一連の判断がAさんを一人でグループホームに宿泊させ、死亡事故を引き起こすことにつながったことが分かりました。

2 一審の仙台地裁判決では、Aさんの保護を被告に漫然と委ね続けた原告側にも落ち度があるとして50%の過失相殺がなされました。高裁判決も、原告側に落ち度があるとの判断は維持しましたが、過失相殺率は原告らが小中学生であったことを考慮して40%に減率しました。

3 本判決は、高次脳機能障害を有し、徘徊歴のある者を不案内な地域の施設に移して付添を付けずに宿泊させたことから、同人が夜間外出し徘徊してしまい死亡の結果を引き起こしたことについて、被告の法的責任を認めた点で意義のある判決でした。

災害時の障害者支援施設の対応のあり方に関わる事案でしたが、本件は被告（施設）がそれまで職員らと一緒に生活していたAさんを一人で宿泊させるという具体的危険を惹起させる積極的な行為をしていたことに特徴があり、それ故に被告の法的責任が認められやすい事案だったと思われます。

## 【仙台地裁判決（平成27年3月26日）のポイント】

### 1 Aさんを保護すべき被告の義務

#### (1) 利用契約上の被災時義務

判決は、「本件サービスの提供中に震災が発生し、これにより本件サービスが中断された本件のような場合、被告には、高次脳機能障害のため、自力では帰宅できず自らの生命、身体の安全を図るための状況判断ができないAさんを保護し、緊急時連絡先である原告らに対し、必要な連絡を行い、速やかにAさんを引き渡すべき本件利用契約上の被災時義務があったと認められる」としつつも、「もっとも・・・、原告らがAさんを引き取るために要する合理的な期間を超えてAさんを引き取らない場合には、被告の本件利用契約上の被災時義務

務は消滅する」とし、Aさんが自宅に一時帰宅した2011（平成23）年3月23日以降は、同義務は消滅していると判示しました。

しかし、判決は、3月23日に、Aさんが自宅に一時帰宅した後に再びAさんを被告本部に連れ戻すことを被告が自ら決定して実行した点を看過しているように思われます。

## （2）事務管理者の管理者としての善管注意義務

判決は、「Aさんは、自らの生命、身体の安全を図るための状況判断ができないのであるから、被告としては、遅くとも平成23年3月23日以降は、上記のとおり本件利用契約に基づく保護義務は消滅したというべきであるものの、Aさんを事実上の保護下に置いていた管理者（民法697条）として、原告らなど他にAさんの安全に責任を負うべき者に同人を引き渡すまでは、善管注意義務（同法698条参照）をもってAさんの保護を継続すべき義務を負っていた」と判示しました。

## 2 被告のAさんに対する注意義務違反

### （1）結果予見可能性

判決は、Aさんに付添を付けないで一人で宿泊させた場合に、Aさんが一人で夜間外出するおそれがあること、外出して宿泊していた施設に戻れなくなる可能性が高いこと、夜間に不案内な場所をさまよい歩いて生命、身体に危険を及ぼし得る場所で事故に遭遇することを、被告は予見できたと判示しました。

### （2）結果回避可能性

判決は、被告において、3月23日以降も職員が同泊しない施設にAさんに移して、Aさんが一人で外出し、死亡の結果を回避することが可能であったと判示しました。

### （3）注意義務違反

判決は、以上を踏まえ、「被告は、平成23年3月23日に、Aさんを一人で施設に宿泊させたこと（本件行為）により、事務管理の管理者としてAさんに対して追っていた善管注意義務に違反した」と判示しました。

## 3 被告の注意義務違反とAさんの死亡との相当因果関係

判決は、Aさんが付添のない施設に宿泊した際、一人で夜間外出し、不案内な地域において失見当識による徘徊状態となり、川に転落し、こうした突発的な事

態に適切に対処できず、1℃前後という外気温の下で死亡することは十分あり得ることであると判示して、本件行為とAさんの死亡との間には相当因果関係があるとしました。

#### 4 損害・過失相殺

判決は、逸失利益、慰謝料等を認定の上、被告が事業者としての社会的責務及びAさんに対する好意関係に基づいてAさんの保護を無償で継続せざるを得なかったとして、民法722条2項を適用ないし類推適用して、損害について50%の減額をしました。

この点については、3月23日に、Aさんが自宅に一時帰宅した後に再びAさんを被告本部に連れ戻すことを被告が自ら決定して実行した点を看過しているように思われます。

以上